

令和5年度（2023年度） 第2回

吹田市立岸部中グループホーム指定管理者候補者選定委員会 議事録

1 開催日時、場所

令和5年(2023年)8月23日(水) 午後3時00分から午後4時13分まで

吹田市文化会館(メイシアター) レセプションホール

2 出席委員

- (1) 寺本 尚美 梅花女子大学 教授(1号委員)
- (2) 清水 昌美 千里金蘭大学 准教授(1号委員)
- (3) 和田 賢次 大阪府社会保険労務士会 労務監査推進特別部会員(1号委員)
- (4) 渡邊 眞 吹田市民生・児童委員協議会 副会長(2号委員)
- (5) 神谷 拓摩 近畿税理士会吹田支部 (3号委員)

3 欠席委員

なし

4 会議次第

- (1) 開会
- (2) 労務、財務についての講評
- (3) ヒアリング等審査
- (4) 答申
- (5) その他、閉会

5 議事の概要

(1) 開会

委員長 (挨拶)

それでは、次第のとおり、議事を進めたいと思います。まず、書類審査として事務局から資料説明をお願いします。

事務局 (議事の進め方について説明)

委員長 ありがとうございました。

事務局から説明がありましたが、御意見、御質問がございましたら、お受けしたいと思います。

どなたかございませんか。

(質問等なし)

(2) 労務、財務についての講評

委員長 ないようでしたら次に応募者の労務や財務面について、専門的見地から御講評いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員 (法人Aの人事労務の状況について説明。)

委員長 ありがとうございます。

只今御講評いただきましたが、御質問等はございますか。

委員長 育児介護休業法の入職1年以上であることや、労使協定を結んでいる場合には入職1年未満の職員は適用対象外にすることについて色々なところに記述があります。例えば第2条第2項に「法人と職員代表との間で締結された育児休業等に関する協定を以下育児休業協定という」となっていますが、後からその言葉がそれほど出てこないことや、第6条第2項に「労使協定により」と記載があるのは同じものを指しているのでしょうか。

委員 原則こうです、ただし労使協定を結べば例外的な扱いができますというのがいくつかありまして、例えば第2条で育児休業の申出は有期契約の職員は入職1年以上であり、子が1歳6か月に達するまでに労働契約が終了しないという二つが定められています。法改正で入職1年以上であることは削除されました。ただし、労使協定を結べば入職1年未満の職員も申出の対象から排除することもできます。それは育児休業の申出に関しての労使協定です。それ以外にも労使協定を結べば、介護休業に関してもそうですし、所定外労働の制限に関しても原則はありますが例外的な扱いができます。育児介護休業法全体が適用できるような体裁で労使協定を結ぶ場合もあります。

委員長 当の法人について、労使協定を結んでいて有期労働者については入職1年以上の人でないとして適用しないとしているかは、わからないということですか。

委員 わかりません。

委員長 ほかに、御質問ございますか。

(質問等なし)

委員長 ないようですので、財務の面について、専門の委員から御説明いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員 (法人Aの財務状況について説明。)

委員長 ありがとうございます。只今御講評いただきましたが、御質問等はございますか。

(質問等なし)

それではないようですので、ヒアリング等審査を始めます。

(3) ヒアリング等審査

委員長 ヒアリング等審査を始めます。

委員長 法人Aの審査です。
入室してもらってください。

法人A (自己紹介及びプレゼンテーション)

委員長 質疑応答に入ります。何か御質問等はございますか。

委員 昨年度の離職率が 16.4 パーセントと書いておられますが、人の出入りはどのような感じでしょうか。年齢層や在職年数が長い方や短い方など特徴的なことがありますか。

法人A 比較的職員の定着率は高く、私が入職した8年前の時点で10年以上勤務されている職員がいまだに2名ほどおり、20年以上勤務してもらっています。その他の職員については、入ってすぐに辞めるということではなく、しばらく働いて元気になったからもう少し給料のよいところへ行くというのが正直なところで、そういう形で転職する職員はいますが、非常に定着率は高いです。なぜかと言うと働きやすい職場を目指しているので、ケア会議を大切にして職員と情報共有して、職員が皆参加する形で意見が言い合える職場づくりに尽力してきました。癖の強い方や我儘な介護職員は、居づらくなり辞めたケースも少しあります。新しい風が入って今は皆で意見が言い合いながら楽しく働ける職場になりつつあると思っておりますので今回3名ほど新しくパートさんを雇用しましたが、気持ちよく働いていただいています。2名を除いて全員が介護福祉士で、専門性の高い力を持った方々に今勤務していただいています。お近くに寄られたら、ぜひ来ていただけたら雰囲気はわかると思いますので、ぜひお越しください。補足ですが、工夫していますが全員参加でケア会議はしづらいことがありますが、スマホ会議をしています。御家庭の様々な都合などで出られない人もいますが、全員参加に目標をおきましたので、スマホで参加して自分の意見が言え、他の人の意見も吸収でき、そういう形をつくることで風通しのいい運営ができていないかと思っています。横で見ても楽しい感じをしています。

委員 ボランティアの受け入れですが延べ何人くらい受け入れてありますか。

法人A コロナの前は5、6グループが歌であったり歌体操であったり、1週間に1回くらいの割合で参加していただいていたのですが、コロナになってからはレクレーションとしてボランティアさんの受け入れはしていません。その代り職員で話し合っレクレーションを色々なことを皆でアイデアを出して代替になるものを進めています。コロナ禍が落ち着けば少しずつボランティアさんも入れていきたいと考えています。

委員 ボランティアのところ吹田社協さんと特定の法人や病院を書いていますけれどもほかにも福祉委員さんなどありますが、なぜ特定の法人や病院なのでしょう。

法人A 法人は以前からお付き合いがあり、歌の上手い方がボランティアをされておりきっかけがあり来ていただくことになりました。病院は往診に来ていただいている医院で、その職員さんが太鼓を皆で集まって練習しているというお話から、うちに来て和太鼓を教えてくれないかというお願いをして来ていただくことになりました。一般的にボランティア活動されている方は社協さんに登録いただいている方が多いので、そちらの方に声掛けさせていただいて来ていただいている次第です。

委員 事故対策のところ「事故ゼロ」を目指すのではなくという表現の意図を教えてくださいか。

法人A 事故ゼロを目指すのが正解ではないかと思われるのはその通りだと思いますが、法人として虐待ゼロは明確ですが、事故ゼロを目指すことに副作用があると思っています。利用者の動きを抑え込むという表現は不適切かもしれませんが、座っていただく、安全重視ではなく、利用者の方々には動いていただくんだと。「心が動けば体が動く」動いていただくことを基本に置いています。骨折はゼロにはなりません。転倒イコール骨折ではあってはならない、または転倒イコール打撲で廃用化していくのも間違っている。ダメージをゼロにするのだと。そのことによって長い目で見ると利用者の方の筋力を保持していくんだと。安全重視一点張りで行くと全体が心身共に衰えていくので、そういう考え方です。正直なところ事故ゼロは目指せないと考えています。家庭の延長ですので、家庭の中で動いて転倒されることはよくあると思います。グループホームでも同じ様に自由に動きたいというお気持ちを大事にしながら、でも助けてほしいなというときに、すぐに手助けできるようなスタンスで支援を行っています。

委員 法人単位事業活動計算書で、施設が増えて減価償却費が増えているのはわかりますが、当年度が昨年度に比べて2億円も人件費が増えているのはなぜですか。

法人A 新しい施設が増え、川西の方で人が増えたことが一番の理由です。

委員 人件費が増えて利益が増えていないということですか。

法人A すみません、春日の施設でした。寿楽荘春日の施設を立ち上げたところで利用者がそれほど入ってきていないので収益がなかなか増えなかったのと、コロナでデイサービスセンター収益が減ってしまったというのと、保育園の保育士の人件費です。

委員 休暇の取得状況のところ資格取得のための特別休暇の制度がないとなっていますが、試験や講座の受講など質の高いケアを目指すのであれば、休暇が制度上取れるような対策があればと思いますが、今後どうですか。

法人A 次の課題だと思っていますが、資格のための特別休暇を付与していないのが現状です。しかし、現実的には勤務を休めるように調整しています。まだ中途半端なところだと思っていますが、今後スキルアップに対応できるような形を作っていこうと思います。

委員長 認知症ケアが一番注力しているところだと思いますが、現在8名の方の平均年齢はどのくら

いかということと、9名の中でも認知症の程度にも差があると思いますが、その際のケアはどのように工夫されていますか。

法人A 平均年齢は現在 85 歳です。介護度を平均すると3ですが、1～5の方まで様々な方がいらっしゃいます。寄り添ったケアを目的にしており、その方一人一人に応じた介護を心掛けておりますので、一律的な介護は行っておりません。

【採点、集計】

(4) 答申

委員長 集計結果が算出されました。

集計結果により、法人Aが指定管理者候補者として決定いたしました。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

委員 異議なし。

委員長 選定結果について、異議なしと認めました。

それでは事務局は、法人Aの法人名を明記した答申書（案）を各委員に配付してください。

（事務局配付）

それでは、お手元の答申書（案）を当委員会の答申書として決定したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

委員 異議なし。

委員長 異議なしと認め、この答申書（案）を当委員会の答申書として決定いたします。

(5) その他、閉会

委員長 それでは、次の議題に移りたいと思います。その他、事務局の方から、何かございますか。

事務局 まず、本委員会後のスケジュールにつきまして、再度御説明いたします。11月の市議会へ指定管理者指定に係る議案を提出し、承認が得られましたら、社会福祉法人寿楽福祉会と協定を締結し、来年の4月1日からの5年間、指定管理者として施設管理を担っていただくことになります。

最後に、本選定委員会は今回をもちまして、終了となりますので、事務局を代表いたしまして、福祉部長より御挨拶を申し上げます。

（福祉部長あいさつ）

委員長 それでは、本日の会議は、これで終了いたします。

2回に渡り御参加いただき、ありがとうございました。